

千曲市告示第137号

千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

千曲市長 小川 修一

千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱（平成21年千曲市告示第20号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（補助金限度額の特例）

- 2 薪ストーブに対する補助金の限度額については、令和8年4月1日から千曲市森のエネルギー推進基金を廃止するまでの間、第4条の表薪ストーブの項中「1万円」とあるのは、「10万円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年12月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の千曲市森のエネルギー推進事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。